

# 軽種馬育成馬預託契約書

育成馬所有者\_\_\_\_\_（以下甲という）と受託者\_\_\_\_\_（以下乙という）とは下記表示の育成馬（以下本件育成馬という）の預託契約を締結しその証として本書2通作成し各々1通宛所持する。

育成馬の表示

馬名	品種	性	毛色	生年月日	血統	摘要
					父	
					母	

（契約の目的）

第1条 甲は本件育成馬の飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（預託期間）

第2条 預託期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から1ヶ月間とする。

2、前項の預託期間満了までに、甲または乙が更新拒絶の意思のないときは同一条件で預託期間を更新するものとする。

（預託期間内の解約）

第3条 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解除できない。

2、やむを得ない事由があるときは、10日間の猶予期間をもって解約の申し入れをすることができる。

（預託料等）

第4条 甲は乙に対し本件育成馬の預託料（消費税別途）を別表記載の明細に従って当月分を翌月10日迄に下記の乙の口座へ振込で支払するものとする。

振込口座の表示

2、乙は甲に対し、当月分基本預託料および特別料金の明細を記載した請求書を翌月5日までに送付する。この場合1ヶ月未満の日割可能な項目については1ヶ月30日の日割計算とする。

（本件育成馬の受渡等）

第5条 本件育成馬の預託を受け入れるとき、及び本契約終了により引き渡すときは、甲乙両者立会いの上、乙の牧場で受け渡すものとする。

（乙の注意義務等）

第6条 乙は、本件育成馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

2、本件育成馬が、疾病、悪癖、斃死したときは、乙は速やかに甲に報告するものとする。但し、乙は疾病、悪癖、事故及び斃死等による損害に対しては、その責任を負わないものとする。

（損害保険）

第7条 甲は、本件育成馬の死亡等による損害を補填するため、その選択により育成馬保険に加入するものとする。

（契約の解除）

第8条 甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

（管轄裁判所）

第9条 甲、乙は本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

（契約条項外の協議）

第10条 本契約に定めない事項については都度双方協議の上円満に処理するものとする。

預託料等明細（請求明細・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月分）

区分	基本預託料	特別料金の内容
当歳	（離乳～ 迄・月額） 円	①検温料②削蹄費③駆虫費④特別飼料費 ⑤予防接種等料⑥治療費⑦血統登録料 ⑧市場上場費⑨その他一般飼養費以外の費用
	（ ～ 迄・月額） 円	
1歳	（月額） 円	①検温料②削蹄費③駆虫費④特別飼料費 ⑤予防接種等料⑥治療費⑦血統登録料 ⑧市場上場費⑨その他一般飼養費以外の費用
	（調教料・月額） 円	
合計	（月額） 円	
消費税	円	
総合計	円	

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲委託者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
乙受託者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
立会人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※不要の場合必要なし